

議案第 3 4 号

大口町都市計画税条例の一部改正について

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 6 年 6 月 4 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律(平成 2 6 年法律第 4 号)が平成 2 6 年 3 月 3 1 日に公布されたこと等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例

大口町都市計画税条例（昭和３８年大口町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

附則第１１項中「第１２項、第１６項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第２９項若しくは第３３項」を「第１５項、第１６項、第２１項若しくは第３０項」に改める。

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。
- ２ この条例による改正後の大口町都市計画税条例の規定は、平成２６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 1 1 法附則第 1 5 条第 1 項、<u>第 1 5 項、第 1 6 項、第 2 1 項</u>若しくは第 3 0 項、第 1 5 条の 2 第 2 項又は第 1 5 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 2 8 項」とあるのは「若しくは第 2 8 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで」とする。	附 則 1 1 法附則第 1 5 条第 1 項、<u>第 1 2 項、第 1 6 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 7 項、第 2 9 項</u>若しくは第 3 3 項、第 1 5 条の 2 第 2 項又は第 1 5 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 2 8 項」とあるのは「若しくは第 2 8 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで」とする。

改 正 要 旨

1 改正の目的

地方税法附則第 15 条（固定資産税等の課税標準の特例）の改正に伴い、参照項目の項ずれの整備及び本町にそぐわない参照項目を除外するものです。

2 改正の概要

(1) 項ずれした項目

16 項から 15 項・・・民間資金等の活用による公共施設の促進

17 項から 16 項・・・都市再生特別措置法に関するもの

23 項から 21 項・・・日本郵便株式会社に関するもの

33 項から 30 項・・・高齢者・障害者の移動の円滑化の促進

(2) 条例から除外した参照項目（旧項）

12 項・・・鉄道に関するもの

18 項・・・成田国際空港に関するもの

19 項・・・国立大学の固定資産

20 項・・・港湾等に関するもの

21 項・・・鉄道に関するもの

22 項・・・埠頭に関するもの

24 項・・・鉄道に関するもの

26 項・・・公益法人の文化財保護法に関するもの

27 項・・・港湾・埠頭に関するもの

29 項・・・港湾に関するもの

3 施行日

公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。